

# **佐用町新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)**

**令和8年3月改定  
兵庫県 佐用町**

## 【目次】

第1 はじめに .....	1
1 策定の背景 .....	1
2 対象とする疾患 .....	3
3 見直し .....	3
4 構成 .....	3
5 町行動計画と運用マニュアルとの関係 .....	4
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	5
1 新型インフルエンザ等の特徴 .....	5
2 対策の目的と戦略 .....	5
3 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	6
4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	7
5 対策実施上の留意点 .....	9
6 発生時の被害想定等 .....	10
7 対策推進のための役割分担 .....	11
8 患者情報等の取扱に係る考え方 .....	12
9 町行動計画の主要5分野の留意点 .....	14
第3 各段階における対策 .....	23
1 未発生期の対策 .....	23
2 海外発生期（県内未発生期を含む） .....	26
3 県内発生早期 .....	30
4 県内感染期 .....	38
5 小康期 .....	44
第4 町民の生活及び町民経済の安定の確保 .....	48
1 準備期 .....	48
2 初動期 .....	49
3 対応期 .....	49
資料	
○用語解説（出典：県行動計画） ※50音順 .....	51

### 1 策定の背景

#### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

#### (2) 国における取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するに至った。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性インフルエンザ程度であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定される

に至った。

政府は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月7日に作成した。

### (3) 県における取組の経緯

兵庫県では、新型インフルエンザ対策として、兵庫県感染症予防計画に基づき、平成18年1月に「兵庫県新型インフルエンザ行動計画」を、さらに同年3月には「兵庫県新型インフルエンザ対策実施計画」を策定した。その後の国の行動計画の改定やガイドライン等の策定、感染症法の一部改正等に伴い、行動計画と実施計画を統合整備し、平成21年4月に「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」を策定した。これは東南アジアなどでみられる鳥インフルエンザのヒトへの感染を起源とする病原性の高い新型インフルエンザを想定した計画として策定した。

平成21年4月に、豚インフルエンザ（A/H1N1）のヒトからヒトへの感染がメキシコで確認されWHOは同月27日（日本時間）に新型インフルエンザの発生を認めた。その後、感染は世界的に拡大し、同年5月16日には兵庫県においても国内初の感染者が確認され、県内に感染が一定程度拡大した。既存の計画では、この新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応に適合しない点も多くみられたため、平成21年10月に比較的致死率の高くない新型インフルエンザに対応した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画（A/H1N1への対応版）」を策定されるに至った。

平成25年10月に策定された「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）は、政府行動計画を踏まえ、これまで県が策定した二つの新型インフルエンザ対策計画をあわせて改定する形でとりまとめられた。

県行動計画は、兵庫県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務継続計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものとして策定された。

### (4) 佐用町インフルエンザ等行動計画の策定

特措法の施行を受け、政府は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に政府行動計画を作成した。兵庫県においても、平成25年10月に県行動計画を策定した。これらを踏まえ、町においても、新型インフルエンザ等発生時の危機管理に対応するべく、既に策定していた「佐用町新型インフルエンザ対策行動計画」を改正し、特措法第8条の規定に基づく計画として「佐用町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を作成し、町の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示すものとする。

また、町行動計画は、政府行動計画及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「政府ガイドライン」という。）、さらに県行動計画等の考え方と整合性を持って策定する必要がある。

## (5) 改定の背景

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康へ大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざし、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という)が抜本的に改訂された。

政府行動計画の改定、兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という)や新型コロナ対応の検証を踏まえ、町行動計画を改定する。

## 2 対象とする疾患

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 3 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証、運用マニュアルの変更等を通じて見直しを行う。

また、政府行動計画及び政府ガイドライン、県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更等を行う。

## 4 構成

町行動計画の基本的な構成(発生段階の区分、主要項目の内容、順序等)は、原則として、県行動計画に準じて、「(1) 実施体制 (2) 情報収集・提供 (3) 予防・まん延防止 (4) 医療体制 (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保」の5分野で構成する。

ただし、町が主体となり接種体制等を検討する必要がある「予防接種」については、(3) 予防・まん延防止に含んで記載する。

なお、(2) 情報収集・提供のサーバランス、(3) 予防・まん延防止(予防接種を除く)

(4) 医療体制については、その内容の大部分が県及び保健所等に関わるものであり、詳細は記載していない。

## 5 町行動計画と運用マニュアルとの関係

町行動計画は、町の新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や実施体制等を病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示している。取組の詳細は、各運用マニュアルで示すものとする。

新型インフルエンザ等対策は、「体制及び職員配備マニュアル」「職員の参集、参集報告及び活動状況報告マニュアル」「職員の健康管理及び報告マニュアル」「住民等からの要請及び被害情報連絡対応マニュアル」「社会福祉施設との連絡調整マニュアル」「被害状況等の情報収集及び報告マニュアル」「情報等の伝達及び広報マニュアル」「報道機関への情報等の発信マニュアル」「報告及び情報共有マニュアル」「医療支援の受入及び調整に関するマニュアル」「予防接種マニュアル」「保健活動マニュアル」「救急医療活動マニュアル」「災害時避難行動要支援者支援マニュアル」「食料、物資の調達、供給マニュアル」「感染症等の予防対策マニュアル」「遺体の埋火葬マニュアル」等に基づいて対応する。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ① 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ② 発生そのものを阻止することは、現在の科学技術では困難である。
- ③ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、佐用町内への侵入も避けられないと考えられる。

#### (2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

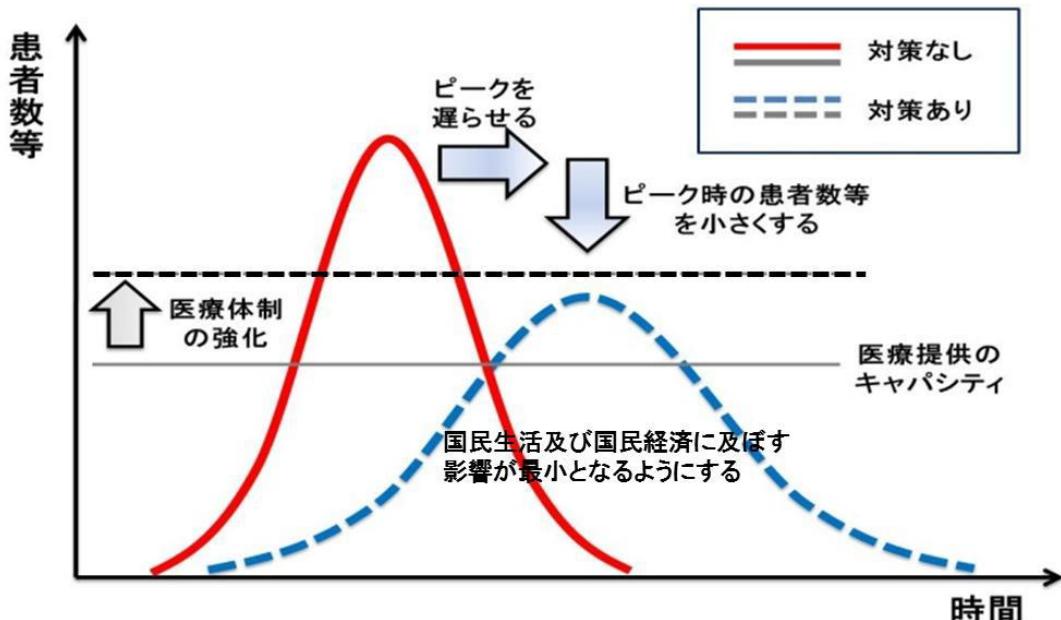
- ① 長期的には多くの町民が罹患する。
- ② 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超える。
- ③ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

### 2 対策の目的と戦略

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ① 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、**医療体制の強化、拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。**
- ② 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくして、医療体制への負担を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないように**努力する**。
- ③ 県内の医療体制や町内の医療体制の情報提供を行うことにより、適切な医療を受けられるようにし、重症者数や死亡者数を減らす。

#### ■ 対策の概念図（出典：政府行動計画）



#### (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ① 町はもとより、町民及び事業者等が感染対策を実施することや、町民が適切な行動を取ることができるように、情報の提供及びまん延防止のための予防対策の普及啓発を図り、感染の機会を減少させ、患者や欠勤者数を減らす。
- ② 町はもとより、医療機関及び各事業者は事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び町民生活・町民経済の安定に関する業務の維持を図る。  
町の事業継続は、佐用町業務継続計画に準ずるものとする。
- ③ 適切な情報提供により過度な不安を抑え風評被害や人権侵害が起こらないようにする。

### 3 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備期、発生後の予防とまん延防止(初動期)、適切な医療の提供と社会機能維持(対応期)に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会全体の危機管理として取り組む必要がある。

#### (1) 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことで効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、町民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、新型インフルエンザ等対策に積極的に社会全体で取り組むことにより効果が期待される。

#### (2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、住民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められる。このため、町は、町民に対して、十分な栄養と睡眠をとて健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、肺炎球菌や季節性インフルエンザ等の各種ワクチンを接種することなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

- ① 事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う必要がある。
- ② 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

#### (3) 医学的ハイリスク者（※）への対応の充実

新型インフルエンザ等に罹患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者など、いわゆる「医学的ハイリスク者」への対応を重点的に行う。

※ 医学的ハイリスク者とは、基礎疾患を有する者（呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者）及び妊婦、**小児**。

## 4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### (1) 病原性、感染力の程度に応じた対策の実施

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応できる対策の選択肢を示すものである。町行動計画においては、県に準じ、病原性（重症者の発症状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じて次の3つの対策レベルを用意する。

#### ■ 対策レベルの目安の考え方

具体的な対策の実施にあたっては、特措法第18条に基づき政府の定める基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）及び県の対処方針に基き、地域状況を考慮して、適切な対策レベルを選択することとするが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、対策項目ごとに具体的な対策を選択する。

発生初期などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合に備えた対策をとることを基本とするが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、基本的対処方針も踏まえ、より適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

また、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）を行ったときは、特措法第4章の規定による緊急事態措置が実施される。この場合、対策レベル3の対策を実施する。

### (2) 発生段階に応じた対応と対策の変化

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。このため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

また、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があること、必ずしも順を追って移行するとは限らないこと、また、地域によっては発生段階に違いが生じることがあることを念頭において、県は二次保健医療圏域（県民局）単位で発生段階を決定していくことが必要としており、町は、県の決定を受け、県等と連絡を密にして対策を実施する。さらに、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容を変更する必要があることに留意する。

町行動計画は、県行動計画と整合性を図るため、県に準じて、「① 新型インフルエンザ等が発生する前【未発生期】 ② 海外での発生【海外発生期】 ③ あるいは国内で発生しているが県内又は隣接府県では未発生【県内未発生期】 ④ 県内又は隣接府県での発生【県内発生早期】 ⑤ まん延【県内感染期】 ⑥ 小康状態【小康期】」の6つの発生段階に分類する。

## ■ 発生段階

発生段階 (県)	発生段階 (町)	状 態
①未発生期	①未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
②海外発生期	②海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
③(県内未発生期)	③(県内未発生期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
④県内発生早期	④県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
⑤県内感染期	⑤県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者が多く、接触歴が確認できなくなった状態
⑥小康期	⑥小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### (3) 柔軟な対応

県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにして、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

### (4) 発生段階に応じた対応

#### ① 未発生期

地域における医療体制の整備への協力、接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を行う。

#### ② 海外発生期

町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせる。

#### ③ 県内未発生期

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

#### ④ 県内発生早期

県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。

また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

#### ⑤ 県内感染期

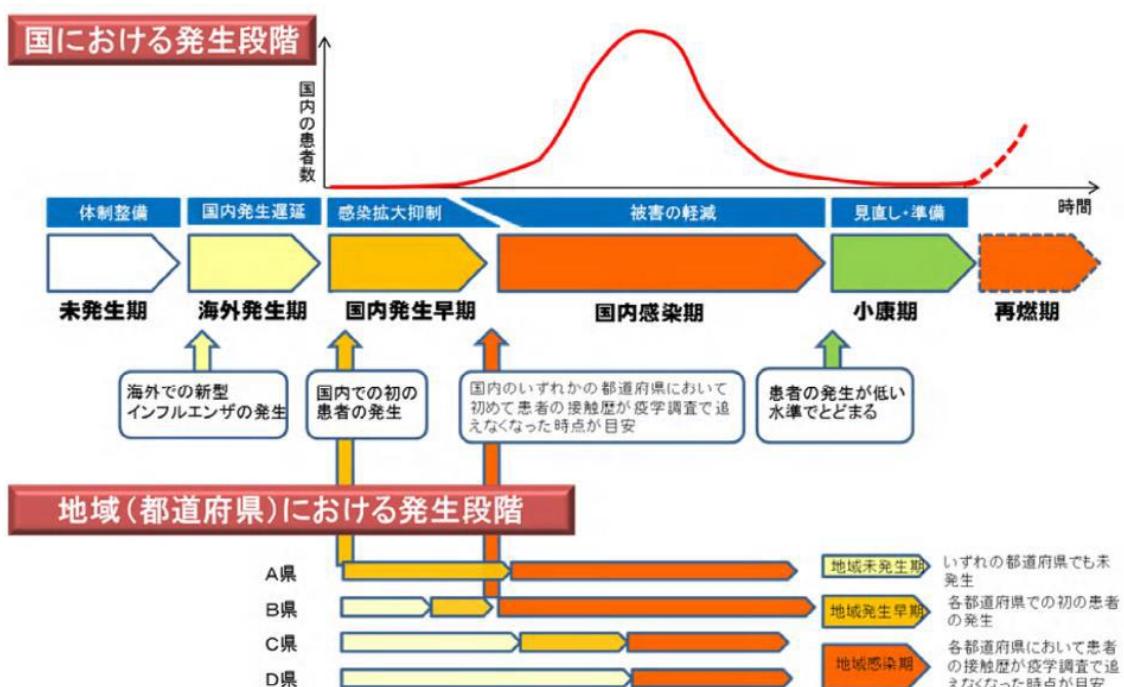
ア) 県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために

最大限の努力を行う。

イ) 社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

## ■ 国及び地域（都道府県）における発生段階（出典：国行動計画）

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



## 5 対策実施上の留意点

国、県、指定地方公共機関、医療機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、国、県と同様に次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ② 県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校や興行場等の使用等制限等の要請、緊急物資の運送等、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあります。得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県地方対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### (4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存、公表する。

### (5) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設においては、必要となる医療提供体制について、平時から検討し関係機関との連携体制の構築や人材育成等有事に備えた準備を行う。

### (6) 感染危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、町を中心に避難所設置の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、町は、国、県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握する。また、必要に応じて、対策本部事務局等の人員体制の拡充や、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

## 6 発生時の被害想定等

### (1) 被害想定の考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

#### 【国の被害想定について】

- ① 国は、政府行動計画の作成にあたって、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、患者数等の流行規模に関する想定を行っている。実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であるとしている。
- ② また、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、感染経路の要因（飛沫感染、接触感染等）、社会環境など多くの要素に左右される。病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ③ さらに、想定にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイ

ルス薬等による介入の影響（効果）や現在の我が国の医療体制、衛生状況等を考慮していないことに留意するほか、この被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないとしている。

のことから、町行動計画では政府行動計画に想定している流行規模に準じた被害想定を試算するものの、県に準じて3段階の対策レベルを置くことにより発生時の状況に応じて、有識者の意見も活用し、適切な対策を選択することとしている。

## (2) 社会への影響に関する想定

- ① 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。
- ② 罹患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤する。
- ③ 罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ④ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

# 7 対策推進のための役割分担

## (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

## (2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

## (3) 町の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。
- ② 町は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、県や近隣の市町、佐用郡医師会等と緊密な連携を図りつつ、的確に対策を実施する。

## (4) 医療機関の役割

医療機関は、県及び町と情報連携するとともに、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠の存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、患者の診療に当たるとともに地域の医療機関と連携して、必要な医療を提供する。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても町民生活及び経済の安定に寄与する事業を継続的に実施するよう努めなければならないと規定されている。このため、あらかじめ特定接種に関する内容等を含めた事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

#### (6) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止の役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などについて、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

#### (7) 町民の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、**咳エチケット（マスク着用を含む）**、手洗い、うがい等の個人の感染対策を実践する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### 8 患者情報等の取扱に係る考え方

#### (1) 患者の個人情報保護

感染症法は、第2条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、これに基づいて慎重に取扱うことが必要である。

患者の発生に伴う濃厚接触者調査、社会活動制限等のまん延防止策の実施には、患者の氏名、住所等の個人情報が必要となる場合があるが、個人情報が漏洩し、あるいは他の目的に利用されることのないよう、細心の注意を払うことが必要である。

患者情報を第三者に提供する必要がある場合には、本人に対して十分な説明を行い、可能な限り同意を得ることが原則であり、同意が得られるよう努める。しかし、まん延防止上、情報提供の必要性が高いにもかかわらず、本人の同意を得ることが困難なときは、提供

を行うことができる場合がある。この場合においても、提供先を真に必要な者に限り、その取扱いについても慎重を期すよう充分な注意を払うことが必要である。

## (2) 町との患者情報の共有

### ① 県からの町（保健所設置市を除く）への情報提供

患者の発生情報は、医療機関から県健康福祉事務所又は保健所設置市の保健所（以下「県内保健所」という。）を経て確定するため、保健所設置市以外の町では得ることができない。しかし、町が即地的かつ具体的なまん延防止策を実施したり、県が町に対して在宅患者の生活支援や訪問等についての協力を求めたりする際には、町において患者の情報が不可欠となる。このため、県は、患者が在住もしくは勤務し、又は罹患したことが疑われる市町に対し、患者の個人情報（氏名、住所、学校名又は事業所名、症状等）を提供する。

町においては、当該情報を適切に取り扱うため、患者情報の利用のあり方、利用すべき具体的な対策、個人情報保護のための具体的な対策等については、(3) 個人情報の取扱いのとおりとする。

### ② 町（保健所設置市を除く）から県への情報提供

町は、災害時避難行動要支援者情報など、県が持たない住民情報を豊富に有していることから、受け取った患者情報をもとに、まん延防止上必要な情報を、県へ提供できるよう個人情報取り扱い方針を定め公表しておく。また、県は、町に在宅患者の生活支援、訪問等の協力を求める時は、患者情報を町に提供するとともに、町が訪問等によって収集した情報等を迅速に収集し、対策への反映を図る。

## (3) 個人情報の取扱い

町は、新型インフルエンザ対策等においても、個人情報保護法および厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等に基づき、個人情報を適正に取り扱う。

## (4) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施にあたっては、町民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止の必要性と、当該学校・事業所や医療機関、及びこれらが属する地域等がこうむる影響の大きさを慎重に比較衡量して可否を判断する。

なお、情報提供にあたっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと等の基本的事項をあわせて伝える。

※ 県及び町は、公表内容や時間などを調整したうえで報道機関へ情報提供する。

## **9 町行動計画の主要 5 分野の留意点**

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、県行動計画に準じて、以下の(1) 実施体制 (2) 情報収集・提供 (3) 予防・まん延防止 (4) 医療体制 (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保の 5 分野に分けて計画している。ただし、(2) 情報収集・提供のうちサーバランス及び (3) 予防・まん延防止（予防接種を除く）(4) 医療体制については、その内容の大部分が県及び保健所等に関わるものであり、詳細は記載しない。

各項目の対策については発生段階ごとに記述するが、留意点等は以下のとおりとする。

## (1) 実施体制

項目	留意点等																						
考え方	① 全庁的な危機管理の問題として取り組む。 ② 国、県、医師会、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。																						
体制	① 二次保健医療圏域内の医療体制等の対策の実施に関し、西播磨県民局は都市医師会、薬剤師会、中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、県立病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町、消防や事業者等の関係者から構成する圏域新型インフルエンザ等対策協議会を開催し、体制整備を進める。 ② 西播磨県民局は、新型インフルエンザ等発生の発生段階に応じて、県が設置する体制に準じ、県地方連絡会議、県警戒地方本部、県対策地方本部を設置する。 ③ 本町では、西播磨県民局において、県地方連絡会議、県警戒地方本部、県対策地方本部が設置された場合、原則として、西播磨県民局に設置された体制に準じ、新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「町連絡会議」という。）、新型インフルエンザ等警戒本部（以下「町警戒本部」という。）、新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。																						
全 庁 的 な 取 組	① 健康福祉課及び企画防災課をはじめ、関係課等においては、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。 ② 県対策地方本部が設置された時には、直ちに、町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害を防止及び社会機能維持を図る。 ③ 緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、町対策本部を設置し、特措法に基づき必要な措置を講じる。																						
組織体制及び構成員等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>町連絡会議</th> <th>町警戒本部</th> <th>町対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長等</td> <td>会長：健康福祉課長 副会長：健康増進室</td> <td>本部長：副 町 長 副本部長：健康福祉課長</td> <td>本部長：町 長 副本部長：副町長</td> </tr> <tr> <td>構 成 員</td> <td>関係課長等</td> <td>関係課長及び 関係課職員等</td> <td>全配備職員</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>限定的に人から人への感染を引き起こしているインフルエンザが発生したとき等に必要に応じて開催</td> <td>原則として、海外を含め新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとき</td> <td>特措法で定める、政府対策本部が設置されたとき（海外を含め新型インフルエンザ等が発生したとき）</td> </tr> <tr> <td>主 な 業 務</td> <td>① 町民への啓発 ② 予防対策 ③ 町行動計画、運用マニュアル等の再検討など</td> <td>① 町民への啓発 ② 予防対策 ③ まん延防止対策の準備など</td> <td>次頁の町対策本部等の所管事項のとおり</td> </tr> </tbody> </table>		町連絡会議	町警戒本部	町対策本部	本部長等	会長：健康福祉課長 副会長：健康増進室	本部長：副 町 長 副本部長：健康福祉課長	本部長：町 長 副本部長：副町長	構 成 員	関係課長等	関係課長及び 関係課職員等	全配備職員	設置基準	限定的に人から人への感染を引き起こしているインフルエンザが発生したとき等に必要に応じて開催	原則として、海外を含め新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとき	特措法で定める、政府対策本部が設置されたとき（海外を含め新型インフルエンザ等が発生したとき）	主 な 業 務	① 町民への啓発 ② 予防対策 ③ 町行動計画、運用マニュアル等の再検討など	① 町民への啓発 ② 予防対策 ③ まん延防止対策の準備など	次頁の町対策本部等の所管事項のとおり		
	町連絡会議	町警戒本部	町対策本部																				
本部長等	会長：健康福祉課長 副会長：健康増進室	本部長：副 町 長 副本部長：健康福祉課長	本部長：町 長 副本部長：副町長																				
構 成 員	関係課長等	関係課長及び 関係課職員等	全配備職員																				
設置基準	限定的に人から人への感染を引き起こしているインフルエンザが発生したとき等に必要に応じて開催	原則として、海外を含め新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとき	特措法で定める、政府対策本部が設置されたとき（海外を含め新型インフルエンザ等が発生したとき）																				
主 な 業 務	① 町民への啓発 ② 予防対策 ③ 町行動計画、運用マニュアル等の再検討など	① 町民への啓発 ② 予防対策 ③ まん延防止対策の準備など	次頁の町対策本部等の所管事項のとおり																				

項目	留意点等	
	<p>※ 町対策本部の構成員は、地域防災計画の災害応急対策計画の災害対策本部体制に準じることを原則とし、事務局は健康福祉課に置き換える。企画防災課は健康福祉課の指示に基づき、職員の体制や配備等に協力する。</p> <p>※ 町対策本部構成員の全配備職員は、状況により配備人員が異なる。</p> <p>※ 原則として、西播磨県民局で設置された体制に準じて、町連絡会議、町警戒本部、町対策本部を設置する。</p> <p>町は、必要に応じて、町対策本部会議に西播磨県民局、佐用郡医師会、西はりま消防組合佐用消防署、たつの警察署、佐用町社会福祉協議会、自治会、日本赤十字社等の出席を求める。</p>	
町対策本部等の所管事項	課名等	所管事項
	健康福祉課 高年介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>・体制及び配備に関すること</li> <li>・他課との連絡調整に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ発生動向の把握に関すること</li> <li>・感染拡大抑制対策に関すること</li> <li>・予防対策に関すること</li> <li>・特定接種及び住民接種に関すること</li> <li>・医療体制の整備に関すること</li> <li>・介護保険施設、福祉施設、保育所の対応に関すること</li> <li>・関係機関への情報提供に関すること など</li> </ul>
	企画防災課 総務課広報室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制及び配備の協力に関すること</li> <li>・対策本部の設置、運営の協力に関すること</li> <li>・住民への情報提供に関すること</li> <li>・報道機関への情報発信に関すること</li> <li>・報道機関への取材対応等に関すること など</li> </ul>
	総務課 議会事務局 会計課 税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の参集及び活動に関すること</li> <li>・職員の感染予防に関すること</li> <li>・情報機器及び車両の確保に関すること</li> <li>・情報の整理に関すること</li> <li>・予算措置及び出納に関すること</li> <li>・他課の業務の応援に関すること など</li> </ul>
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の情報収集及び連絡調整に関すること</li> <li>・小中学校の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・小中学校の閉鎖、臨時休校等に関すること</li> <li>・食料及び物資の供給に関すること</li> <li>・他課の業務の応援に関すること など</li> </ul>

項目	留意点等	
	課名等	所管事項
住民課 クリーンセンター	・遺体の収容安置及び埋火葬に関すること ・廃棄物の管理、適正処理に関すること ・他課の業務の応援に関することなど	
商工観光課	・観光施設宿泊客等への情報伝達に関すること ・他課の業務の応援に関することなど	
農林振興課 建設課	・家畜等のインフルエンザサーバイランスに関すること ・他課の業務の応援に関すること	
上下水道課	・上水道、下水道の確保に関すること ・他課の業務の応援に関することなど	
各支所 出張所 その他施設	・住民への情報提供に関すること ・特定接種及び住民接種の協力に関すること ・他課の業務の応援に関すること	
共通	・国、県、関係機関との連絡調整に関すること ・情報収集に関すること ・活動記録のとりまとめに関することなど	

## (2) 情報収集・提供

項目	留意点等
情報収集 提供の原則	<p>① 新型インフルエンザ等の発生は、国家の危機管理に関わる課題という共通の理解のもとに、国、県、町、医療機関、事業者、町民など各々がそれぞれの役割を認識し、行動する必要がある。そのためには、正確で十分な情報が必要となる。また、それぞれの行動主体がコミュニケーションを図り、双方向に情報を交流させ、共有を図る必要がある。</p> <p>② 情報の受け手は多様である。高齢者、障害者、こども、外国人など配慮が必要な様々な町民を念頭に、多様な広報媒体による多元的な情報提供を実施するとともに、情報の内容についても、誰もが理解しやすいものになるよう工夫する。テレビや新聞等のマスメディアの役割は重要であり、その協力を求める。防災行政無線、さよう安全安心ネット、佐用チャンネル（データ放送・L字放送含む）、町ホームページ等を活用して、住民に対して情報提供を行う。また、情報提供に際しては、聴覚障害者に配慮した「さよう安全安心ネット」「FAX送信」「佐用チャンネルや防災行政無線（文字放送）」や、視覚障害者等に配慮した音声や点字の利用、外国人に配慮した<u>ひょうごE（エマージェンシー）ネット</u>の利用など情報提供を行う。</p> <p>③ 事態を的確に認識し、適切に備えるためには、総合的な情報が一元的に提供される必要がある。このため、情報を集約し、総覧できる町ホームページ</p>

項目	留意点等
	<p>ージを開設する。情報を発信する際には、当該情報の発信によって社会的な混乱を来さないか、時機を失すことによって価値を失わないか、という点に留意し、迅速かつ正確な情報発信を行う。</p>
医療確保のための流行情報の収集及び提供	<p>① サーバイランス（主体は県）・情報収集 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を町民等に迅速に伝達することが重要である。 新感染症が発生した場合は、県等からの要請に応じ、町内のサーバイランス体制（主体は県）の構築をする。 町は、県等からの要請に応じ、県が行うサーバイランスに協力するとともに、国、県の情報を的確に収集し、町内発生に備える。</p> <p>② 医療機関等への情報提供（主体は県） 町は、発生状況や患者の臨床像など、医療機関より情報提供を求められた場合には、県より必要な情報を速やかに収集し医療機関に提供する。</p>
町民に対する情報提供と共有	<p>① 発生前 町は、発生時の対策の円滑な実施を図るため、町行動計画の内容は、事前に町民等に十分説明しておく必要がある。 町は、発生時の情報提供だけでなく、予防やまん延防止の対策を速やかに実施するという危機管理の観点から、県や医療機関等と連携して、町民等に対し、町民や事業者等に活動の自粛や不要不急の外出を要請することがありうるということなどを周知し理解を得ておく必要がある。 また、学校等の関係者はもとより、児童、生徒、保護者等に対し、平時から感染症予防や公衆衛生について啓発しておく必要がある。あわせて、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図ることが重要である。</p> <p>② 発生時 新型インフルエンザ等の発生時には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、個人情報の取扱いに配慮し、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。 町民からの一般的な問い合わせに対しては、健康福祉課に相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。町民から寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、情報提供に反映させる。 提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して正確に伝えることが重要である。また、誤った情報が偏見や流言、飛語</p>

項目	留意点等
	等により社会的混乱を招きかねないことから、そうした情報が流布された場合には、これを個々に打ち消す正確な情報を強く発信する必要がある。
町の情報提供体制	情報提供に当たっては、正確な情報を一元的に発信することが必要であり、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供は、町対策本部設置前は健康福祉課において、町対策本部設置後は健康福祉課、高年介護課、企画防災課、情報政策課等において、情報提供の一元化を図り広報担当者を設置するとともに、流行状況に応じて、町内及び国内外の発生状況や対策の実施等について、定期的に情報提供を行う。

### (3) 予防・まん延防止（主体は県）

項目	留意点等
予防及びまん延防止の目的と対策の柔軟な運用	<p>① 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止の目的は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、対策実施のための体制整備を図るための時間を確保すること、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることの2点である。</p> <p>② まん延防止対策は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、具体的な対策を実施するとともに、必要性の低下した対策の縮小・中止を行う。</p>
主なまん延防止策	<p>町が実施する主なまん延防止対策は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>咳エチケット</b>、手洗い、うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策の啓発。</li> <li>③ 学校に対する休校措置、事業者に対する感染対策の徹底等、地域や職場への要請。</li> <li>③ 町は、県の要請があった場合、次の事項について、町民への呼びかけ等に協力する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民に対する不要不急の外出自粛要請</li> <li>・ 事業者に対する施設の使用制限についての要請</li> </ul> </li> </ul>
予防接種	<p>① 予防接種の目的等</p> <p>予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数や重症者数を抑え、医療体制が十分に機能できるようにすることにある。あわせて健康被害による社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにある。</p> <p>予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と一般国民に対して実施する「住民接種」に区分されている。</p> <p>町は、県の要請を受け、佐用郡医師会と連携して、町民に、国が収集した副反応についての情報提供を行い、適切な接種を実施する。</p>

項目	留意点等
	<p>② 特定接種</p> <p>特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。</p> <p>特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されている。基本的には、県の要請により、町は特定接種を佐用郡医師会と連携して、実施することとなる。</p> <p>ア) 特定接種の対象となり得る者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務</li> <li>b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</li> <li>c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員</li> </ul> <p>イ) 特定接種の対象となる業種、職務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 医療関係者</li> <li>b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員</li> <li>c) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者 (インフラ事業者、介護福祉事業者等)</li> <li>d) それ以外の事業者（食料製造、小売事業者等）</li> </ul> <p>上記のような基本的な考え方は、国及び県において事前に整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性について基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断して、接種総枠、対象、接種順位、その他 の関連事項を決定する。</p> <p>③ 住民接種</p> <p>政府対策本部は、緊急事態宣言が発せられれば、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種の対象者及び期間等を定めて、町に対して住民に対する予防接種を指示することができる。</p> <p>住民接種の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。</p> <p>住民接種については、町が実施主体となり、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種により接種を実施することとなるため、町は、県の要請を受け、国及び県、佐用郡医師会の協力を得ながら、接種が</p>

項目	留意点等
	<p>円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。</p> <p>なお、緊急事態宣言が行われていない場合であっても、厚生労働大臣の指示により予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種（新臨時接種）が行われることがある。この場合においても、原則として特措法の定める住民接種と同様の体制で実施するものとする。</p>

#### (4) 医療体制（主体は県）

項目	留意点等
医療の目的	<p>① 新型インフルエンザ等が発生すれば、広範かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠である。</p> <p>また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。</p> <p>② 新型インフルエンザ等が広範にまん延した場合には、大量の患者が発生することが予測されるが、町内の医療資源（医療従事者、病床数等）には限りがあることから、県に協力して、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関・医療関係団体である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。</p>
県の対策への協力等	<p>① 町は、県が行う医療体制の整備に関する会議等に参加し、地域に応じた医療体制の検討に協力する。</p> <p>② また、県及び医療機関に協力し、町民への医療体制や医療提供の状況などの情報発信を行う。</p>
在宅療養患者への支援	町は、県、佐用郡医師会、西はりま消防組合佐用消防署、たつの警察署、その他関係機関と連携して、在宅で療養する患者の見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送などの支援や、自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

## (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### 留意点等

- ① 新型インフルエンザ等は、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くとされている。このことにより、町民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ② このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、一般の事業者においても積極的に事前の準備を行うことが重要である。

### 第3 各段階における対策

発生段階（① 未発生期 ② 海外発生期（県内未発生期）③ 県内発生早期 ④ 県内感染期⑤ 小康期）ごとに、目的や対策の考え方、主要 5 分野（① 実施体制 ② 情報収集・提供 ③ 予防・まん延防止 ④ 医療体制 ⑤ 町民生活及び町民経済の安定の確保）の個別の対策を記載する。ただし、② 情報収集・提供のうちサーバイランス及び③ 予防・まん延防止（予防接種は除く）④ 医療体制については、その内容の大部分が県及び保健所等に関わるものであり、詳細は記載しない。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として必要な対策を柔軟に選択し実施する。

#### 1 未発生期の対策

##### 基本的事項

###### ◇ 新型インフルエンザ等の状態

- ① 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ② 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

###### ◇ 未発生期における対策の目的

- ① 発生に備えて体制の整備を行う。

###### ◇ 未発生期における対策の考え方

- ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ② 発生時の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

項目	主な任務
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>① 町連絡会議の設置を検討する。</li><li>② 県地方連絡会議又は県地方警戒本部が設置された場合、町連絡会議又は町警戒本部を設置する。</li><li>③ 関係課等との連携を強化する。</li><li>④ 町行動計画、町運用マニュアル及び町業務継続計画の作成、見直しを行う。</li><li>⑤ 県及び国等と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備えた情報交換、連絡体制、訓練等の実施に努める。</li></ul>
情報収集 情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町民に継続的に分かりやすい情報を提供する。</li><li>② 平時より町民に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。</li><li>③ 県等より新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。</li></ul>

項目	主な任務
	<p>④ 季節性インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン等について、町民自らがワクチン接種の必要性を判断できるよう、必要な情報の周知を図る。</p> <p>⑤ 県の要請を受け、町内のサーバイランス体制（主体は県）を構築する。</p> <p>⑥ 新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう県が主催する研修会等に参加する。</p> <p>⑦ 新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、発生状況に応じた町民への情報提供の内容、媒体、広報担当者を確認する。</p> <p>⑧ 平時より関係機関等との緊急時の情報提供、情報共有体制を検討する。</p> <p>⑨ 県より相談窓口等の設置の要請があった場合、町は、疾患に関する相談のみならず生活相談など住民の生活に密着した内容に対応できるよう体制を確保する。</p>
予防 まん延防止 (主体は県)	<p>① 平時より町、学校及び事業者は、<b>咳エチケット</b>・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策について理解促進を図る。</p> <p>② 平時より職場におけるインフルエンザ等対策として実施されている感染対策を周知する。</p> <p>③ 園児、児童、生徒の健康管理を検討する。</p> <p>④ 平時より季節性インフルエンザなどの各種ワクチンの接種の啓発を図る。</p> <p>⑤ 県が行う予防対策に協力する。</p> <p>⑥ 集客施設における、職場も含めた感染防止の措置を周知する。</p> <p>⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。</p> <p>⑧ 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解を図るための準備を行う。</p> <p>⑨ 特定接種</p> <p>ア) 国及び県の要請を受け、特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者への周知を行うなど協力する。</p> <p>イ) 国及び県の要請を受け、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。</p> <p>ウ) 国及び県の基準に基づき、平時より職員に係る特定接種についての接種対象者、接種方法をあらかじめ定めるとともに、産業医や佐用郡医師会等の協力を得て接種体制等を検討しておく。</p> <p>⑩ 住民接種</p> <p>平時より町内に居住する者に対し、住民接種が行えるよう佐用郡医師会や学校等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の周知等、具体的な実施方法を検討しておく。</p>

項目	主な任務
医療体制 (主体は県)	<p>① 県が行う医療に関する対策に協力する。</p> <p>② 平時より在宅療養患者への支援を検討しておく。</p> <p>③ 県の情報により、新型インフルエンザ等発生時の対応医療機関を確認する。</p> <p>④ 県より個人防護具などの資材等の備蓄の要請を受けた場合、町において資材等の備蓄に努める。</p> <p>※ 町の備蓄状況は、資料「4 備蓄物資及び根拠」のとおりである。</p> <p>⑤ 県が主催する新型インフルエンザ等対策について医療関係者や対策に従事する関係機関職員などを対象とした研修会等に参加し、十分な知識や最新情報の収集に努める。</p> <p>⑥ 県が実施する新型インフルエンザ等発生を想定した図上訓練、実動訓練等に参加する。</p>
町民生活及び 町民経済の 安定の確保	<p>① 新型インフルエンザ等発生時に飲料水を安定的かつ適切に供給できるよう、対策の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた業務計画等を作成する。</p> <p>② 県が、事業者に対して、職場における感染対策及び対策に必要な資材等の備蓄並びに事業を維持するための体制等について、事業継続計画を作成する等、十分な事前準備をするよう、町に対して周知するよう要請があった場合、町は県に協力し事業者への事前準備の内容等の周知に努める。</p> <p>③ 県及び町は、西播磨県民局内で社会機能維持、企業活動自粛等社会全体で取り組む対策について、具体的な推進方策等を検討する。</p> <p>④ 県が行う健康調査等への町保健師等の派遣について、準備要請があった場合、町は県に協力し町保健師等の派遣を検討する。</p> <p>⑤ 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して、要援護者を把握するとともにその具体的な手続きを検討しておく。</p> <p>⑥ 県及び近隣市町と連携して、火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を検討しておく。</p> <p>⑦ 平時に新型インフルエンザ等対策の実施に必要な防護資材等を備蓄する。</p> <p>※ 町の備蓄状況は、資料「4 備蓄物資及び根拠」のとおりである。</p>

## 2 海外発生期（県内未発生期を含む）

### 基本的事項

#### ◇ 新型インフルエンザ等の状態

- ① 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ② 国内で発生したものの県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態（県行動計画の県内未発生期に該当）

※ 海外発生期と県内未発生期は発生段階としては別個のものであり、国内発生早期における県内未発生期の時期が想定される。しかし、海外又は国内のいずれかで新型インフルエンザ等患者が発生し、県内に感染が認められるまでの対応は基本的に変わらないことから、本計画では海外発生期と県内未発生を併せて併記する。

#### ◇ 海外発生期（県内未発生期）における対策の目的

- ① 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県の要請を受け、町内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 町内発生に備えて体制の整備を検討する。

#### ◇ 海外発生期（県内未発生期）における対策の考え方

- ① 対策の判断に役立てるため、県を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集を行う。
- ② 県の要請を受け、町内のサーバイランス、情報収集体制に協力する。
- ③ 県の要請を受け、町民に海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え、町内で発生した場合の対策についての情報提供を行う。

項目	主な任務
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>① 町連絡会議の設置を検討する。</li><li>② 県地方連絡会議又は県地方警戒本部が設置された場合、町連絡会議又は町警戒本部を設置する。</li><li>③ 特措法に基づき政府対策本部が設置された時は、直ちに特措法に基づき町対策本部を設置する。</li><li>④ 県が決定した3つの対策レベルに準じ、町の対策レベルを決定し県の要請を受け、適切な対策を行うとともに、町の対処方針を公表する。</li></ul>
情報収集 情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>① 県等より新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。</li><li>② 県の要請を受け、町内のサーバイランスに協力する。</li><li>③ 新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、発生状況に応じた町民への情報提供の内容、媒体、広報担当者を確認する。</li><li>④ 県の要請を受け、町民に新型インフルエンザ等に対する正確な知識を持つてもらい、冷静に行動してもらうため、より強い情報の発信として知事メッセージを発出し、発生状況・予防策等を周知するとともに、感染予防等の広</li></ul>

項目	主な任務
	<p>報に努める。</p> <p>⑤ 県より提供されるQ&amp;A等を活用し、町民等からの問い合わせに備える。</p> <p>⑥ 県の要請を受け、相談窓口を設置し、生活相談など多様な相談内容にも対応できる体制を検討しておく。</p>
予防 まん延防止 (主体は県)	<p>① 県が行う予防対策に協力する。</p> <p>② 県の要請を受け、次の感染防止の措置を呼びかける。</p> <p>ア) <b>咳エチケット</b>、手洗い、うがいの励行</p> <p>イ) 新型インフルエンザ等を疑う症状を呈した際は、コールセンターに相談してから医療機関に受診すること など</p> <p>③ 新型インフルエンザ等発生時、県が実施する個人における対策のほか、職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染対策について、町は県に協力し町民等に周知を図る。</p> <p>④ 特定接種</p> <p>医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われる予防接種の実施を国が決定した場合には、県及び町は、国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力するとともに、職員の特定接種を行い、速やかに接種を終了させる。</p> <p>ア) 県及び町は、国が定める優先接種順位の徹底に協力する。</p> <p>イ) 県、佐用郡医師会、佐用郡県薬剤師会等の関係機関と協議し、集団的接種による実施を視野に入れてワクチン接種可能な医療機関を確保するとともにワクチンの円滑な流通に向けて、円滑なワクチン接種の実施体制を確保する。</p> <p>ウ) 県及び町は、ワクチン接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリング及び予防接種法に基づく副反応報告について、佐用郡医師会等関係機関と連携して、必要な協力をを行う。</p> <p>エ) 町は、対象となる職員に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>⑤ 住民接種</p> <p>ア) 国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は新臨時予防接種法第6条第3項に基づく臨時予防接種の準備を開始した場合は、町は県及び国と連携して、接種体制の準備を行う。</p> <p>イ) 町は、町運用マニュアル等に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。</p> <p>ウ) 町は、予防接種に従事する医療従事者の確保等が困難な場合、県に応援要請等を行う</p> <p>エ) 県及び町は、住民接種の優先接種順位、接種会場、接種日程などを町民に広報するとともに、予防接種に対する相談に対応する。</p>

項目	主な任務
	<p>⑥ 社会活動制限の準備</p> <p>町は、県より対策レベルに応じた対応の要請があった場合、特に重症化率の高い新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、次の事項について協力する。</p> <p>ア) 学校及び保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所）等に対する、次の感染防止の措置の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 手指の消毒設備の設置</li> <li>b) <b>咳エチケット</b>、手洗い、うがいの励行</li> <li>c) 高熱のある園児、児童、生徒、利用者、職員等の通園、登校、出勤等の自粛</li> <li>d) 同居家族で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合の通園、登校、出勤等の自粛</li> </ul> <p>イ) 集客施設やイベント開催事業者に対する、次の感染防止の措置の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 手指の消毒設備の設置</li> <li>b) 従業員や利用客の咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがいの励行</li> <li>c) 高熱のある利用者の利用自粛</li> <li>d) 高熱のある従業員の自宅待機</li> <li>e) 同居家族で新型インフルエンザ等患者が発生した従業員の自宅待機</li> <li>f) 同居家族で新型インフルエンザ等患者が発生した利用者の利用自粛</li> <li>g) 発生時の施設の休業や、イベントの中止又は延期の検討</li> </ul> <p>ウ) 育児・介護のために休まざる得なくなった従業員の休暇取得についての事業者への特別な配慮の要請</p> <p>エ) 対策レベル3の状況等においてやむなく保育を行う場合を想定して、保育所を支援するシステムの検討</p> <p>対策レベル3に相当する新型インフルエンザ等が発生した場合は、次の社会活動制限の要請を行うことがあることを事前に周知しておく。</p> <p>ア) 町民に対する不要不急の外出の自粛要請</p> <p>イ) 施設管理者に対する施設の使用制限</p> <p>ウ) 事業者等に対する集会・イベント等の中止又は延期の要請等</p>
医療体制 (主体は県)	<p>① 県が行う医療に関する対策に協力する。</p> <p>② 平時より在宅療養患者への支援を検討する。</p> <p>③ 県の情報により、新型インフルエンザ発生時の対応医療機関を確認する。</p> <p>④ 県より個人防護具などの資材等の備蓄の要請を受けた場合、町において資材等の備蓄に努める。</p> <p>※ 町の備蓄状況は、資料「4 備蓄物資及び根拠」のとおりである。</p> <p>⑤ 県が主催する新型インフルエンザ等対策について医療関係者や対策に従</p>

項目	主な任務
	<p>事する関係機関職員などを対象とした研修会等に参加し、十分な知識や最新情報の提供に努める。</p> <p>⑥ 県が実施する新型インフルエンザ等発生を想定した図上訓練、実動訓練等に参加する。</p>
町民生活及び 町民経済の 安定の確保	<p>① 町は、県が実施する次の対応に対し、住民等への周知等に協力する。</p> <p>ア) 県は、町等の公共機関や、県民生活及び県民経済の安定に不可欠の事業者、不特定多数の県民を特定の場所等に受け入れる等、感染を拡大させることにつながる可能性のある事業を行う者に対し、次のとおり要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 従業員の健康状態を十分把握し、異状を呈する従業員がある場合には自宅待機等の措置を行うこと</li> <li>b) 家族の看護等のために休まざるを得ない従業員に、休暇取得等の配慮を行うこと</li> <li>c) 従業員や利用者を含め、<b>咳エチケット</b>の徹底、手洗い及びうがいの徹底、人ととの不用意な接触の防止等の感染防止措置をとること</li> </ul> <p>イ) また、次のとおり、関係事業者等に対し、必要な措置を実施するよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 大規模集会、興行等不特定多数が集合する事業を主催する者に対して開催の延期、自粛等ができないか検討することを要請</li> <li>b) 指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して、業務計画及び事業継続計画に基づく事業の継続についての十分に準備することを要請</li> <li>c) 病院等の医療機関、高齢者施設等の福祉施設に対して、感染防止措置のより一層の強化と徹底、基礎疾患を有する入院・入所者等へのケアの徹底、集団感染が発生したときの医療の確保についての検討を要請</li> </ul> <p>② 県の要請を受け、事業者の業務継続の必要性から出勤せざるを得ない従業員等の保育ニーズに対応するため、保育施設が休業となった際でも、必要最小限の乳幼児を受け入れる体制を構築する。</p> <p>③ 県及び近隣市町と連携して、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、国及び県からの要請に応じ、一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう検討を行う。</p>

### 3 県内発生早期

#### 基本的事項

##### ◇ 新型インフルエンザ等の状態

- ① 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ② 地域によっては未発生期の状態である場合がある。(地域未発生期)

※ 県内未発生期の場合でも、首都圏等の大都市圏での発生があり、早晚、感染が全国に拡大していくことが想定されるときは、日本全域が緊急事態宣言の区域となることがある。この場合には、県内発生早期として、国の基本的対処方針などに従い、緊急事態の措置を実施する。

##### ◇ 県内発生早期における対策の目的

- ① 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ② 患者に適切な医療を提供する。
- ③ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

##### ◇ 県内発生早期における対策の考え方

- ① 流行のピークを遅らせるための対策を行う。

国が緊急事態宣言<sup>※1</sup>を行った場合や、県が対策レベル3を決定した場合には、原則として対策レベル3を選択する。

##### ※1 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法第32条に基づき、政府対策本部長が緊急事態宣言を行う。宣言後は、住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限（特措法第45条）のほか、臨時の医療施設の開設（特措法第48条）、物資の売渡しの要請（特措法第55条）などの対策を行うことができる。

- ② 対策レベル3の対策には、個人や企業の活動に制限を求めるものが含まれる。新型インフルエンザ等のまん延が、健康被害だけでなく、社会生活や経済活動等にも重大な影響を及ぼすことについて、町民に十分な理解が得られるよう啓発を行う。
- ③ 県内発生早期における新型インフルエンザ等の診療体制は、通常の医療体制とは別に専用の体制が設けられるため、このことについて、感染拡大対策とともに十分に町民に情報提供する。
- ④ 県内感染期への移行に備えて、県が行う医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備に協力する。
- ⑤ 患者数が増加した場合は、県との協議を踏まえて県内感染期への移行を検討する。
- ⑥ 町は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行い、体制が整い次第速やかに実施する。

項目	主な任務
実施体制	<p>① 県地方警戒本部又は県地方対策本部が設置された場合、町警戒本部又は町対策本部を設置する。</p> <p>② 特措法に基づき政府対策本部が設置された時は、直ちに特措法に基づき町対策本部を設置する。</p> <p>③ 県が決定した 3 つの対策レベルに準じ、町の対策レベルを決定し県の要請を受け、適切な対策を行うとともに、町の対処方針を公表する。</p> <p>④ 県対策本部は、県内に患者が発生した場合は、必要に応じて海外発生期(県内未発生期)に決定した対策を見直す。見直した対策に基づき、総合調整の上、県の対処方針を変更し、公表する。町は、この情報に基づき、対処方針を変更するとともに、町民等にその内容等を周知する。</p>
情報収集 情報提供	<p>① 県等より新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。</p> <p>② 県の要請を受け、町内のサーバイランスに協力する。</p> <p>③ 県の要請を受け、次の事項について広報に努める。</p> <p>　　町民への情報提供にあたっては、感染者や患者等に対する誹謗、中傷等を防止するため、感染リスクや感染防止の措置を具体的に周知し、町民が過剰な行動に至らないよう最大限努める。</p> <p>　　ア) 利用可能な媒体、機関を活用し、町民に対して、国内及び県内での発生状況、現在の具体的な対策について分かりやすく、できる限り迅速かつ適切な情報提供に努める。</p> <p>　　イ) 初期の段階において、新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関する情報が明確でない場合には、危機管理の視点から不要不急の外出自粛要請等の社会活動制限の要請を行うことがあることについて、町民、事業者等の理解を得るよう情報提供に努める。</p> <p>　　ウ) 一人一人がとるべき行動、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応等を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。</p> <p>　　エ) 患者発生の情報を、個人情報の取扱に留意しつつ、知事メッセージの発出や記者会見等により公表するとともに、感染拡大の防止に向け、関係機関等と連携して、町民への広報に努める。</p> <p>④ 県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方の情報共有を行う。</p> <p>⑤ 県より提供されるQ&amp;A等を活用し、町民等からの問い合わせに備える。また、県からの要請や町民からの相談の増加に応じて、町相談窓口体制の充実及び強化を図る。</p> <p>⑥ 町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p>

項目	主な任務
予防 まん延防止 (主体は県)	<p>⑦ 町は、県に協力し個人が行うべき感染対策の啓発を強化する。</p> <p>⑧ 県及び町は、住民に対し、<b>咳エチケット</b>、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等をより強力に勧奨する。</p> <p>町行動計画では、県行動計画に準じて、病原性、感染力の程度に応じて、次の3つの対策レベルを用意している。</p> <p><b>対策レベル1</b></p> <p>県の要請を受け、町は町民、事業者等に対して次の対策を行う。</p> <p>① 地域対策・職場対策の周知</p> <p>ア) 事業者に対し、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。 また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するなど職場における感染対策の徹底を要請する。</p> <p>イ) ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の具体的な取り組み例を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。</p> <p>ウ) 公共交通機関等に対し、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、<b>咳エチケット</b>等の徹底の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。</p> <p>エ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。</p> <p>② 予防接種</p> <p>ア) 特定接種</p> <p>海外発生期（県内未発生期）と同様、国の基本的対処方針を踏まえて、県の要請を受け特定接種を進める。</p> <p>イ) 住民への予防接種</p> <p>国及び県の方針に従って、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。</p> <p>a) 抗新型インフルエンザ等薬が全県民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て、国及び県が決定した接種順位に沿って接種を開始する。</p> <p>b) 関係機関と連携して、国及び県からの求めに応じて、住民への接種に関する情報提供を開始する。</p> <p>c) 接種の実施に当たり、佐用郡医師会等と連携して、保健センター、学校など公的な施設の活用や医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p>d) 町は佐用郡医師会等と連携して、予防接種後の副反応等の情報を</p>

項目	主な任務
	<p>迅速に集約するとともに、国が接種後に行うモニタリングに協力する。</p> <p>③ 社会活動制限等</p> <p>海外発生期（県内未発生期）における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3の対策に切り替える。</p> <p>ア) 学校等の臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 施設ごとの臨時休業の判断</li> <li>b) 臨時休業の実効性確保</li> <li>c) 部活動、対外交流の自粛</li> <li>d) 家庭への啓発</li> </ul> <p>イ) 保育所・福祉関係事業所の休業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 県が必要に応じて示した、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知する。</li> <li>b) 保育所・福祉関係事業所等は、施設内で患者が多く発生した場合、必要に応じ、その設置者が町と相談のうえ、当該施設の臨時休業等を判断する。</li> </ul> <p>ウ) 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 咳エチケット、手洗い、手指の消毒液の設置、うがい等の基本的な感染防止の措置。</li> <li>b) 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨。</li> <li>c) 季節性インフルエンザの対応に準じ、集客施設の休業は要請しない。</li> </ul> <p>エ) 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 県は業界団体等を経由し、町は直接事業者等に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒液の設置、うがい等の基本的な感染防止の措置等を要請する。</li> <li>b) 季節性インフルエンザの対応に準じ、集会やイベント等の中止又は延期は要請しない。</li> </ul> <p><b>対策レベル2</b></p> <p>県の要請を受け、町は対策レベル1に加えて、住民、事業者等に対して次の対策を行う。</p> <p>① 地域対策・職場対策の周知</p> <p>ア) 事業者に対し、従業員の出勤前の体温測定等により発熱がある者には欠勤を促し、適切な受診行動を勧めるなど、より積極的な感染対策の徹底を要請する。</p> <p>イ) 地域における患者の発生状況等を踏まえ、臨時休業の判断基準を見直し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。</p>

項目	主な任務
	<p>ウ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等については、不要不急の外来者面談を差し控えるなど、より積極的な感染対策を要請する。</p> <p>② 予防接種</p> <p>対策レベル1と同様</p> <p>③ 社会活動制限等</p> <p>海外発生期（県内未発生期）における対策に加え新たに以下の対策を実施する。</p> <p>なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3の対策に切り替える。</p> <p>ア) 学校等の臨時休業（対策レベル1と同様）</p> <p>イ) 保育所・福祉関係事業所の休業等（対策レベル1と同様）</p> <p>ウ) 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請</p> <p>対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機（有給休暇扱い）及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。</p> <p>エ) 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請</p> <p>県は業界団体等を経由し、町は直接事業者等に対して対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機（有給休暇扱い）及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。あわせて、来客に対しても、咳エチケットの徹底などをより強く呼びかけることを要請する。</p> <p><b>対策レベル3</b></p> <p>県の要請を受け、町は対策レベル1に加えて、住民、事業者等に対して次の対策を行う。</p> <p>① 地域対策・職場対策の周知</p> <p>対策レベル2に加えて次の対策を行う。</p> <p>ア) 事業者に対し、事業活動が自主的に自粛できる部門について検討し、従業員の欠勤状況などを踏まえて自粛を行うことを要請する。</p> <p>イ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、施設利用者の発病を早期に発見し、速やかに適切な医療を受けられるよう要請する。</p> <p>② 予防接種（特定接種・住民への予防接種）</p> <p>対策レベル1と同様</p>

項目	主な任務
	<p><b>■ 国が緊急事態宣言を行った場合の措置</b></p> <p>町は、国の緊急事態宣言に基づき変更された基本的対処方針を踏まえるとともに、未発生期ないし海外発生期（県内未発生期）において準備した接種体制に基づき、住民への予防接種を実施する。県は、必要に応じ町が行う住民接種を支援する。</p> <p>③ 社会活動制限等</p> <p><b>■ 国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合</b></p> <p>国内での患者発生と国の緊急事態宣言との間には、症例の蓄積がないこと等事態の掌握が十分にできないことが原因で、時間的なズレが生じる可能性が否定できない。その患者発生が県内又は隣接府県であれば、事態不明の場合は最高レベルの対応で臨むという危機管理の原則に基づき、県は、対策レベル3の対策を実施せざるを得ない場合が生ずる。この場合には、有識者の意見を聴いて実施の可否を判断する。</p> <p>また、致命率や感染力が高いにもかかわらず、国が緊急事態宣言を行わないということも、絶対にありえないとはいえない。この場合にも、県として同様の取扱いを行う。</p> <p>国が緊急事態宣言を行わない場合には、特措法第4章に規定する緊急事態措置は実施できない。したがって、事業者等への要請は、特措法第24条第9項に基づく任意のものとして行う。</p> <p>県の要請を受け、町は次の対策を行う。詳細は、県行動計画のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町民の不要不急の外出自粛</li> <li>② 学校等の臨時休業</li> <li>③ 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等</li> <li>④ 集客施設の臨時休業</li> <li>⑤ 集会・イベント等の自粛</li> </ul> <p><b>■ 国が緊急事態宣言を行った場合</b></p> <p>国が、緊急事態宣言を行った場合は、特措法第45条に規定する感染防止のための協力要請等として、県の要請を受け、町は次の対策を行う。詳細は、県行動計画のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域の決定</li> </ul> <p>県の要請を受け、町は海外発生期（県内未発生期）における対策に加え新たに以下の対策を実施する。</p>

項目	主な任務
	<p>期間：新型インフルエンザの場合は1～2週間程度とする。ただし、1週間単位で延長することがある。</p> <p>区域：市区町単位又は二次保健医療圏域（県民局）単位とする。</p> <p>② 社会活動制限の要請等の実施事項</p> <p>　　県民の行動自粛</p> <p>　　学校、保育所・福祉関係事業所、集客施設等の臨時休業等</p> <p>　　集会・イベント等の自粛</p>
医療体制 (主体は県)	<p>① 県が行う医療に関する対策に協力する。</p> <p>② 平時より在宅療養患者への支援を準備しておく。</p> <p>③ 県の情報により、新型インフルエンザ発生時の対応医療機関を確認する。</p> <p>④ 県は、対策レベル1から3まで（国が緊急事態宣言を行った場合を含む。）共通した対策を実施する。国が緊急事態宣言を行った場合で、共通した対策の実施だけでは不足があるときは、特措法第47条に基づき、必要な措置について検討し、実施するが、県より町に対し、協力要請があった場合、県が行う医療に関する対策に協力する。</p>
町民生活及び 町民経済の 安定の確保	<p><b>対策レベル1 及び対策レベル2</b></p> <p>県の要請を受け、次の対策に協力する。</p> <p>① 県及び国と連携して、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。</p> <p>② 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p><b>対策レベル3</b></p> <p>県の要請を受け、対策レベル1及び対策レベル2の対策に加えて、次の対策に協力する。</p> <p>① 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携して、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。</p> <p><b>■ 国が緊急事態宣言を行った場合</b></p> <p>国が、緊急事態宣言を行った場合は、県の要請を受け、上記の対策に加え、必要に応じ、町は次の対策を行う。詳細は、県行動計画のとおりとする。</p>

項目	主な任務
	<p>① 県及び町は、住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。</p> <p>② 県及び町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>③ たつの警察署は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、悪質な事犯に対する取締りを行う。また、町はたつの警察署と協力し、町民に対する広報啓発活動を推進する。</p> <p>④ 水道事業者である町は、町運用マニュアル等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p>

## 4 県内感染期

### 基本的事項

#### ◇ 新型インフルエンザ等の状態

- ① 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ② 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ③ 県内でも、地域（市町や圏域等）によって状況が異なる可能性がある。（地域未発生期・地域発生早期の状態で地域感染期に至っていないなど）

#### ◇ 県内感染期における対策の目的

- ① 医療体制を維持する。
- ② 健康被害を最小限に抑える。
- ③ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

#### ◇ 県内感染期における対策の考え方

- ① 感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ② 県内及び近隣府県の発生状況等を勘案し、町の実施すべき対策について判断する。
- ③ 国及び県、関係機関等と連携して、状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ④ 県及び佐用郡医師会等の要請を受け、次の対策に協力する。
  - ア) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
  - イ) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑤ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、佐用郡医師会と連携して、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑥ 町及びライフライン関係機関は、欠勤者の増大が予測されるなか、町民生活や町民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動についてもできる限り継続させる。
- ⑦ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

項目	主な任務
実施体制	県対策本部は、県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなったと判断できる場合、必要に応じて、県の対処方針を変更し、公表する。町は、この情報に基づき、対処方針を変更するとともに、町民等にその内容等を周知する。

項目	主な任務
	<p><b>■ 国が緊急事態宣言を行っている場合の措置</b></p> <p>国が緊急事態宣言を行った場合、県の対策方針に加え次の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直ちに町対策本部を設置する。</li> <li>② 町対策本部による県内感染期に入った旨の宣言及び対策の基本的対処方針を決定する。</li> <li>③ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく兵庫県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。</li> <li>④ 他の市町村への応援等の要請を検討する。</li> </ul>
情報収集 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県等より新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。</li> <li>② 県の要請に応じ、町内のサーバイランスに協力する。</li> <li>③ 県及び町は、県内発生早期と同様、町民等への情報提供を継続する。その際、特に以下の事項についての情報提供を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 患者の急激な増加を抑制するため、予防や発症時の対処方法等について重点的に周知する。</li> <li>イ) 佐用郡医師会等と連携して、不要不急の受診を控えるよう、町民に周知する。</li> <li>ウ) 知事による県内感染期への移行宣言を発出する。あわせて、佐用郡医師会と連携して、感染拡大防止、医療体制の確保、社会活動維持に向けた必要な情報を提供する。例としては以下の事項が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 外出や集会の自粛要請</li> <li>b) 外来、入院医療体制の変更等（重症患者以外は自宅療養となること等）</li> <li>c) 入院、在宅医療、生活支援等に関する情報</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>④ 県及び佐用郡医師会と連携して、新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈している者の診療可能な専用外来及び外来協力医療機関の情報について、利用可能な媒体・機関を活用し町民に提供する。また、県の指導のもと、県内感染期への移行にあわせ、相談窓口の体制を縮小又は解除する。</li> </ul>
予 防 まん延防止 (主体は県)	<p>県内感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることになる。一方で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性もある。このため、県内感染期においてもまん延防止対策を講じる。</p> <p><b>対策レベル1から3までの共通事項</b></p> <p>県の要請を受け、町は住民、事業者等に対して次の要請を行う。</p>

項目	主な任務
	<p>① 患者・濃厚接触者への対応</p> <p>ア) 県及び町は、医療機関と連携して、罹患者について、症状が軽快しても感染力が無くなるまで、外出しないよう呼びかけを継続する。</p> <p>※ 県内感染期においては、個人に対して実施する感染症法及び検疫法に基づく隔離、停留、健康観察及び監視、入院措置、接触者への外出自粛の要請等の措置は、感染症対策としての合理性が失われることから実施しない。</p> <p>イ) 医療機関は、県内感染期においては、増加する患者に対する抗インフルエンザウイルス薬による治療を優先することとなる。</p> <p>※ 県内発生早期において県及び保健所が実施することとしている患者の同居者を除く濃厚接触者に対する予防投与は実施しない。ただし、国及び県より、介護施設等への予防投与の指示があった場合、予防投与を実施する。</p> <p>ウ) 患者の同居者の感染予防を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、国が予防投与の効果を評価した上で、継続するかどうかを決定するので、国の方針及び県の要請に従い、佐用郡医師会と連携して対応する。</p> <p>② 個人としての対策の啓発</p> <p>県及び町は、町民、事業所、福祉施設等に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。</p> <p>③ 地域対策・職場対策の周知</p> <p>県の要請を受け、町は、県内発生早期と同様の対策を実施するほか、患者数や欠勤者数の増加に応じて次の対策を行う。</p> <p>ア) 事業者に対し、欠勤者の状況を踏まえて、必要不可欠な事業活動の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。あわせて、時差出勤についても検討するよう要請する。</p> <p>イ) 地域における患者の発生状況と医療提供のキャパシティを考慮し、地域的に限定して、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を行うよう学校の設置者に要請する。</p> <p>④ 予防接種</p> <p>県は、県内発生早期と同様、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国が行う特定接種に協力する。町は、特定接種に協力するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ 国が緊急事態宣言を行っている場合の措置</p> <p>国が緊急事態宣言を行っている場合には、県は国と連携して、ワクチンを速やかに供給するとともに、町は特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を行う。</p> </div>

項目	主な任務
	<p><b>対策レベル1、対策レベル2、対策レベル3</b></p> <p>① 社会活動の制限等 県内発生早期の対策レベル1又は対策レベル2の対策と同様に実施する。</p> <p>■ 国が緊急事態宣言を行っている場合の措置</p> <p>① 県内感染期においては、感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える必要がある。このため、県内発生早期において期間を定めて実施している社会活動制限の実施期間の終了をもって、状況に応じ対策レベル2又は対策レベル1の対策に切り替える。</p> <p>② 患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられることによる死亡者が増加する可能性がある。このような状況においては、改めて、社会活動制限の実施期間及び実施区域を決定し、当該期間及び区域において、県内発生早期と同様の特措法に規定する緊急事態措置として社会活動制限を実施する。</p>
医療体制 (主体は県)	<p>① 県は、地域ごとの患者発生状況に応じて、対策の主眼をまん延防止から被害軽減（重症化予防）に切り替えるため、軽症者は自宅療養、重症者は</p>

入院という原則のもとに医療体制を移行する。町は、県の要請を受け、町民への周知等を行う。

- ② 県は、対策レベル 1 から 3 まで（国が緊急事態宣言を行った場合を含む。）共通した対策を実施する。国が緊急事態宣言を行った場合で、共通した対策の実施だけでは不足があるときは、特措法第 47 条に基づき、必要な措置について検討し、実施するが、県より町に対し、協力要請があった場合、県が行う医療に関する対策に協力する。
- ③ 県の情報より、新型インフルエンザ等患者の診療可能な専用外来及び外来協力医療機関を、新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈している者の受診する医療機関として、町は町民に周知する。
- ④ 軽症者が在宅療養へと移行することに伴い、増加する在宅療養者に対して、訪問看護サービス等の支援を行う。

### **対策レベル 1 及び対策レベル 2**

県の要請を受け、次の対策に協力する。

- ① 県及び国と連携して、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底とともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。
- ② 県と連携して、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### **対策レベル 3**

県の要請を受け、対策レベル 1 及び対策レベル 2 の対策に加えて、次の対策に協力する。

- ① 社会機能の維持に関わる事業者に対して、業務の継続を要請する。
- ② 町は、県が実施する融資等の金融対策や風評の防止と県内の状況の正確な発信のため、事業者等への周知の準備を行う。
- ③ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携して、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。

## ■ 国が緊急事態宣言を行った場合

国が、緊急事態宣言を行った場合、県の要請を受け、上記の対策に加え、必要に応じ、町は次の対策を行う。詳細は、県行動計画のとおりとする。

### ① 事業者のサービス水準の低下にかかる町県民への呼びかけ

県及び町は、住民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

### ② 生活関連物資等の価格の安定等

県及び町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### ③ 犯罪の予防・取締り

たつの警察署は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、悪質な事犯に対する取締りを行う。また、町はたつの警察署と協力し、町民に対する広報啓発活動を推進する。

### ④ 業務継続

水道事業者である町は、町運用マニュアル等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置を万全に行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### ⑤ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### ⑥ 埋葬・火葬の特例等

県及び国の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させることを要請する。

県及び国の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

町は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

## 5 小康期

### 基本的事項

#### ◇ 新型インフルエンザ等の状態

- ① 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ② 大流行は一旦終息している状況。

#### ◇ 小康期における対策の目的

- ① 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### ◇ 小康期における対策の考え方

- ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

項目	主な任務
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>① 実施体制について、評価、検討し、必要に応じ体制の見直しを行う。</li><li>② 町は、緊急事態解除宣言が行われたときは、町対策本部を廃止し、状況に応じ、第二波の流行に備えた警戒体制に移行するなど、適切に対応する。</li><li>③ 県及び町等は、実施した対策に関する評価を行い、必要に応じ町行動計画や事務内容の見直しを行う。</li></ul>
情報収集 情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>① 情報収集、提供として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。<ul style="list-style-type: none"><li>ア) 県の要請に応じ、町内のサーバイランスに協力する。</li><li>イ) 町民への安心宣言と第二波に備えた情報提供を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>a) 知事の第一波に対する安心宣言を発出する。</li><li>b) 流行の第二波に備え、町民への情報提供と注意喚起を行う。</li><li>c) あらゆる機会を通じ広報等を図るなど風評被害の防止に努める。</li></ul></li></ul></li><li>② 町は、県等と連携して、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。</li><li>③ 町は、相談窓口体制を縮小する。</li></ul>
予防 まん延防止 (主体は県)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 予防・まん延防止として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。<ul style="list-style-type: none"><li>ア) 町は流行の第二波に備え、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を進める。</li></ul></li></ul>

項目	主な任務
	<p>イ) 海外発生期（県内未発生期）と同様の対策に切り替え、第二波の発生に備えて、対策内容の見直しを行う。県内感染期において、社会活動制限の要請を行い、その実施期間中である場合は、実施期間を変更して当該要請を終了するとともに、町民等へ周知する。</p> <p><b>■ 国が緊急事態宣言を行っている場合の措置</b></p> <p>町は、国が緊急事態宣言を行っている場合、必要に応じ、国及び県と連携して、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。</p>
医療体制 (主体は県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の要請を受け、医療体制の変更等を町民へ周知等を行う。</li> </ul> <p><b>■ 国が緊急事態宣言を行っていた場合の措置</b></p> <p>国が緊急事態宣言を行っていた場合は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。</p>
町民生活及び 町民経済の 安定の確保	<p>① 町生活及び町民経済の安定の確保として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。</p> <p>県の要請を受け、事業者に対し、流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。</p> <p><b>■ 国が緊急事態宣言を行っていた場合の事後措置</b></p> <p>国が緊急事態宣言を行っていた場合は、以下の対策を行う。</p> <p>① 業務の再開</p> <p>町及び県は、国と連携して、事業者に対して、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。</p> <p>② 緊急事態措置の縮小・中止等</p> <p>町及び県は、国と連携して、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、特措法に基づく緊急事態措置を縮小・中止する。</p>

## 第4 町民の生活及び町民経済の安定の確保

### 1 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザのまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県及び市町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

#### (2)所要の対応

##### 2-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内関係部局間での連携のため必要となる情報共有体制を整備する。

##### 2-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。

##### 2-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

町教育委員会は新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育を活用するための環境整備を行うほか、教員のスキルアップを図る研修等を実施する。

##### 2-4. 物資及び資材の備蓄等

①町は、町行動計画又は業務継続計画(BCP)に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は事務に係る新型インフルエンザ等の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

##### 2-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国及び県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを検討する。

##### 2-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び県と連携し、火葬上の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 2 初動期

### (1)目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2)所要の対応

町は、県からの要請を受けて、火葬上の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 3 対応期

### (1)目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2)所要の対応

#### 2-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応打つ

##### 2-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

##### 2-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### 2-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町教育委員会は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

##### 2-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

①町は、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供を図る必要があることから生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②町は生活関連物資の需要・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③町は、生活支援物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

④町は、新型インフルエンザ緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資もしくは役務又は町民の社会経済活動上、重要な物資もしくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

## 2-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 2-2-1. 業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による町内の事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。支援施策の実施に当たっては、民間事業者や関係団体への委託等により迅速かつ安定的に対応できる人員体制を確保するとともに、事業者や町民に広く周知を行う。

### 2-2-2. 町による町民生活及び経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画、業務計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

## 資料

### 用語解説（出典：県行動計画）※50音順

#### ○医療機関等情報システム

G-MIS(Gathering Medical Information Systemの略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や衣料資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。

#### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というものは、これらの亜型を指している。)

#### ○患者

新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似疾患者であって当該感染症にかかっている疑いに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む)指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

#### ○患者等

患者及び感染したおそれのある者。

#### ○感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

#### ○感染症サーベイランス

感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届出された情報等を集計・還元するために活用されている。

#### ○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患

者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○ 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の第 16 第 1 項に規定する医薬品(薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(同条 4 項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

#### ○ 外来協力医療機関

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関。(通常、季節性インフルエンザを診ている一般医療機関から順次移行)

#### ○ 帰国者等

帰国者及び入国者。

#### ○ 季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

#### ○ 基本的対処方針

特措法 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

#### ○ 業務計画

特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し作成する計画。

#### ○ 業務継続計画(BCP)

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間

で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

#### ○居宅等待機者等

検疫法第9条1項第4号及び16条の3第1項(これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む)の規定に基づき、検疫所長より、居宅等での待機申請を受けた者。又は、検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項(これらの規定を同法34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む)の規定に基づき、検疫所長より感染したおそれのある者に対し、一定期間(当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間)、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた者。

#### ○緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生活及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定地方公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。

例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

#### ○緊急物資

特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

#### ○ゲノム情報

病原体の保有する全ての遺伝情報をさす。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。

#### ○健康観察

感染症法第44条の3第1項又は第2項(これらの規定を同法44条の9の規定によって準用する場合を含む)の規定並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県の知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑いに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めるこ。

#### ○行動計画

特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。

※政府が策定するものについては、政府行動計画という。県が策定するものについては、県行動計画という。市町が策定するものについては、市町行動計画という。

## ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ○ コールセンター

県内発生早期から県民からの新型インフルエンザに係る一般的な相談及び受診に関する相談を受け付ける窓口。（県及び保健所設置市で各1か所設置予定）

## ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## ○ 酸素飽和度

血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。

## ○ 指定(地方)公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの提供、輸送、通信その他の交易的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事がしているものをいう。

## ○ 自宅療養者等

自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設もしくは障がい者施設等での療養者。

## ○ 住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするために緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

## ○ 新型インフルエンザ等感染症

感染症法第6条第7項において、「新型インフルエンザ」「再興型インフルエンザ」をいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

・「新型インフルエンザ」

新たに人から人へ感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

・「再興型インフルエンザ」

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもので、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとみとめられるものをいうとされている。

## ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該感染症にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

## ○迅速検査キット

簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。

## ○政府による緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法32条に基づき、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。宣言後は、町民の外出自粛要請。学校・保育園等の施設の使用制限(特措法第45条)のほか、臨時の医療施設の開設(特措法48条)、物資の売渡しの要請などの対策を行うことができる。

## ○WHO(World Health Organization : 世界保健機構)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設置された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

#### ○接触感染

感染源に接触することによって感染すること。皮膚や粘膜などが直接触れ合って感染する場合と病原体が付着したタオルや容器などを介して間接的に感染する場合がある。

#### ○専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

#### ○相談センター

発生国から帰国した者又は患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○相談窓口

疾病に関する相談や生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市町の窓口。

#### ○致命率

ある疾患の罹患者りかんの中で、その疾患で死亡した者の割合。

#### ○登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。登録対象と考えられる業務を有する業種・職種については、医療機関・薬局、介護・福祉事業所、電気通信、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内外航海運、公共放送業、空港管理、バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、銀行、郵便、石油元売、熱供給、金融証券決済事業者、保険、食料品等製造・販売・流通、倉庫、感染性廃棄物処理等が考えられる。

#### ○特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種を行う。

#### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとられず

に濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### ※家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### ○濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっているという疑いに足りる正当な理由のある者。

#### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を引き起こすことをさす。

#### ○飛沫感染

咳やくしゃみなどによって飛び散る飛沫に含まれる病原体が口や鼻などの粘膜に直接触れて感染すること。

#### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(人など)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能力などを総合した表現。

#### ○まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。

第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を中心的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。

例えば、措置を講ずる必要があると認める事態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

#### ○無症状病原体保有者

感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

## ○有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

## ○予防投与

新型インフルエンザウイルスのばく露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与を実施する。

## ○予防接種法第6条第1項

(臨時に行う予防接種)

都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認められるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うように指示することができる。

## ○予防接種法第6条第3項

(臨時に行う予防接種)

厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の症状の程度を考慮して、厚生労働大臣が定めるものまん延防止予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うように指示することができる。この場合において、都道府県知事は当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該町長等に対し、必要な協力をするものとする。

## ○リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

## ○リスク評価

情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。

リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。

## ○EBPM

エビデンスに基づく政策立案(Evidence Based Policy Makingの略)。

政策目的を明確化させ、その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

## ○ I C T

Information and Communication Technology の略。

情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。

## ○ P C R

ポメラリーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅させるための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。

## ○ P D C A

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。